

# 滋賀県卸売市場審議会委員の募集

滋賀県では、滋賀卸売市場審議会で、滋賀県卸売市場整備計画に関する事項やその他卸売市場に関する重要事項の調査審議を行う卸売市場審議会の一員として、卸売市場のあり方について、意見・提案していただく委員を次のとおり募集します。

## 1. 応募資格

県内に居住または通勤・通学する方で、年齢が満20歳以上（平成29年10月1日現在）の方。

※国や地方公共団体の議員や常勤の公務員の方、滋賀県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方は応募できません。

## 2. 募集人数 2人以内

## 3. 委員の職務と構成など

年間2回程度、平日昼間に開催する滋賀県卸売市場審議会に出席いただき、滋賀県卸売市場整備計画に関する事項やその他卸売市場に関する重要事項を審議していただきます。

■審議会は、この公募により選ばれた委員と学識経験者などから選ばれた委員で構成されます。

■会議に出席していただいた時は、報酬および交通費をお支払いします。

## 4. 委員の任期 委員決定・就任後（平成29年10月予定）2年間

## 5. 応募方法

郵送、FAX、Eメールまたは持参により、次の書類を応募先まで提出してください。

### 【必要書類】

#### ① 滋賀県卸売市場審議会委員応募書

応募書は県庁食のブランド推進課、県庁県民サロン、各地域の農業農村振興事務所農産普及課および合同庁舎行政情報コーナーで配布します。

また、県ホームページ（食のブランド推進課）からのダウンロードも可能です。

#### ② 次のテーマについての意見書（1000字程度）

■テーマ「卸売市場および県産農畜水産物の流通に期待すること」

■意見書の様式は、特に決めておりませんので、原稿用紙や便せんなどを利用して作成してください。なお、提出いただいた応募書と意見書はお返ししませんので、あらかじめ御了承ください。

## 6. 募集期間および締切り期日

募集期間：平成29年7月1日（土）～平成27年7月31日（月）

締切り期日：平成29年7月31日（月）（必着）

## 7. 選考方法

委員は、応募された方の中から、意見書の内容等を総合的に考慮して選考会議で決定します。なお、選考結果は、9月上旬までにご本人にお知らせします。

## 8. 応募先および問い合わせ先

〒520-8577（郵便番号のみで、住所の記載は不要です。）

滋賀県農政水産部食のブランド推進課

地産地消係 原沢・保積

（TEL 077-528-3891）

（FAX 077-528-4881）

（Eメール gc0101@pref.shiga.lg.jp）